

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月27日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
谷本中学校 4階廊下天井内給水管修繕
- 2 履行場所
横浜市青葉区梅ヶ丘5番地
横浜市立谷本中学校
- 3 契約日
令和8年2月13日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年2月14日
- 5 契約金額
176,000円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
4階第二音楽室前の廊下天井内で水漏れが発生し、廊下に水が溜まってしまっていた。原因は天井内の給水管からの漏水であり、生徒の通行にも危険が及ぶ状況であったため、早急な対応が必要であった。
このため、緊急契約により修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立谷本中学校